

第11回 知的財産基礎セミナー

テーマ 大学関係者のための 「特許出願非公開制度」の解説

【講師】 特許庁、内閣府のご担当者様

4月18日（木）10時～11時30分

※参加登録をいただいた方には、一定期間の見逃し配信をご案内いたします。

令和6年5月1日より、経済安全保障推進法に基づいて、特許出願非公開制度が開始されます。本制度は、特許出願の明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明が記載されていた場合には、「保全指定」という手続により、出願公開等を留保するものです。また、本制度開始後は、一定の技術分野について、最初の出願として外国出願（PCT出願も含む。）をすることが禁止されます。

今回の知的財産基礎セミナーでは、本制度の担当省庁の方を講師にお招きし、大学内の研究者、研究支援職員などの大学関係者向けに、この制度を基礎から解説してもらいます。あわせて、大学内で生じる発明に関し、気をつけるべきこと、気にしなくてもよいことについて、説明していただきます。

対 象 東北大学ほか大学の教職員、院生、学部生、
大学発スタートアップの職員
定 員 150名（予定）
開催方法 オンライン開催
主 催 東北大学産学連携機構



* お申込み〆切：前日4/17の正午まで

【申込方法】 右の二次元コードまたは下記のURLよりお申込みください。
産学連携機構Webサイト <https://www.rpip.tohoku.ac.jp/jp/topics/detail---id-911.html>

【担当部署・事務局】 東北大学産学連携機構企画室 担当 戸次、水沼

※ご不明な点等ございましたら、下記問い合わせ先までお知らせください。

TEL:022-795-5275 FAX:022-795-5286